

【ケース別】

遺言書作成のポイントと モデル文例

編著 山田 知司 (公証人)

文例ファイル
ダウンロード
特典付き



新日本法規

[2] 配偶者居住権を遺贈する場合

ケース

遺言者には、妻と独立した子（長男）がいるが、遺言者の死後、妻が自宅に居住し続けられるようにしたいと考えている。妻が安定した生活を維持するには、自宅のほか生活費としての金銭も遺すことが必要となるが、自宅のほか相当額の預貯金を妻に相続させるとすると、長男の遺留分を侵害することになる。

着 眼 点	作成のポイント
配偶者に住居を確保する	1 配偶者居住権
	2 税制上の利点
遺留分侵害に配慮する	3 遺留分への配慮

解 説

1 配偶者居住権

配偶者居住権は、平成30年の民法改正（平成30年法律72号）で創設された制度で、被相続人の配偶者が被相続人死亡後もこれまでどおりの居住環境を維持するためにその居住権を確保するための制度です（民1028以下）。

(1) 成立要件

配偶者居住権の成立要件は、①配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していたこと、②その建物について配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割（審判を含みます。）、遺贈又は死因贈与がされたことです（民1028①・1029・554）。

(2) 特定財産承継遺言は避けること

特定財産承継遺言（いわゆる「相続させる旨の遺言」）は配偶者居住権の取得原因とはなりません。これは、相続させる旨の遺言では、配偶者が配偶者居住権の取得を希望しない場合には、配偶者居住権のみの放棄はできず、相続放棄（民938・939）をしなければならず、不合理だからです。

(3) 建物の全部に成立すること

例えば、店舗兼住宅であった建物につき配偶者居住権を定めた場合、住宅部分だけでなく店舗部分についても配偶者居住権が成立します。被相続人が店舗部分を第三者に賃貸していた場合には、遺言で別段の定めをしていない限り、建物所有権を承継した者（例えば長男等）が賃貸人の地位を承継するものと考えられます。

(4) 存続期間

配偶者居住権の存続期間は、特段の定めのない限り、配偶者の死亡するまでとされています（民1030）。

(5) 対抗要件

配偶者居住権を第三者に対抗するためには、配偶者居住権設定の登記をする必要があります（民1031）。建物の賃貸借の場合と異なり、居住建物の引渡しは対抗要件とはなりません。

(6) 配偶者居住権の譲渡、第三者に使用収益させること

配偶者居住権は譲渡することはできません（民1032②）。また、配偶者居住権の遺贈を受けた配偶者は、所有者の承諾を得なければ、建物を第三者に使用収益させることはできません（民1032③）。例えば、配偶者が自宅を出て高齢者施設に入居することになった場合、所有者の承諾を得れば、自宅建物を第三者に使用収益させることができ、配偶者居住権の価値を回収することができます。

(7) 被相続人が第三者と居住建物を共有していた場合

被相続人が第三者と居住建物を共有していた場合には、原則として、配偶者居住権は設定できません。これは、被相続人の死亡により他の共有持分権者の利益が不当に害されることがないようにしたものです。ただし、

例外として配偶者が被相続人と居住建物を共有していた場合には配偶者居住権を設定することが可能です（民1028①ただし書）。

2 税制上の利点

本ケースで被相続人が妻に配偶者居住権を遺贈した場合、妻には配偶者居住権の評価額プラス預貯金価額についての課税がされ、子には自宅の評価額から配偶者居住権の評価額を控除した金額及び預貯金についての課税がされます。そこでは税制上大きな利点があるわけではありません。しかし、妻が死亡し配偶者居住権が消滅したときは、自宅所有者に対する相続があったことにはならず、配偶者居住権につき相続税は課されないという利点があります。もっとも、配偶者居住権の消滅が配偶者と自宅所有者との間の合意である場合、配偶者が配偶者居住権を放棄した場合、所有者による消滅の請求があった場合には配偶者から所有者への贈与があったとみなされ、贈与税が課されるので注意が必要です（相続税法基本通達9-13の2）。

3 遺留分への配慮

本ケースのように、被相続人に妻と長男がいた場合、妻にこれまでどおり、住み慣れた住環境を維持させるため、居住建物を取得させるとすると、その評価額が高額になり、預貯金等他の財産を十分に取得できなくなり、妻の今後の生活費に事欠くこととなります。また、長男の遺留分を侵害するおそれもあります。

そこで、妻に居住建物の所有権を遺贈するのではなく、配偶者居住権を遺贈することにすれば、妻が取得する財産額を低く抑えることができ、妻が住環境を維持しつつ、預貯金も承継できるし、また、長男の遺留分侵害も回避することができるケースが多くなります。ただし、妻の年齢が比較的若く、平均余命が長い場合などは、配偶者居住権の評価額が高くなることに注意すべきです。配偶者居住権の評価については国税庁のホームページ等に掲載されています。

文 例

DL

令和〇年第〇〇号

遺言公正証書

(前文省略)

第1条 遺言者は、遺言者が所有する下記の建物を遺言者の長男甲野一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。

記(省略)

第2条 遺言者は、遺言者の所有する前条記載の建物につき、配偶者居住権を、遺言者の妻甲野幸子(昭和〇年〇月〇日生)に遺贈する。

2 前項の配偶者居住権の存続期間は、妻甲野幸子の死亡の時までとする。

第3条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、前記長男甲野一郎を指定する。遺言執行者は、移転登記手続、預貯金の解約、払戻し、名義変更、貸金庫の開扉、貸金庫契約の解約その他この遺言の執行に必要な一切の権限を有する。

(省略)

[54] ペットの世話を頼みたい場合

ケース

遺言者には、飼育している愛犬がいる。遺言者は、自分の死後も引き続き愛犬が愛情をもって飼育されることを望んでいるが、唯一の相続人である長男は既に独立しており、住んでいるマンションがペットの飼育を禁止していることを理由に愛犬の引取りを拒んでいる。このため、遺言者は、自分の死後における愛犬の世話を信頼できる友人や団体に頼みたいと考えている。

着 眼 点	作成のポイント
自分の死後に、飼育するペットの世話を頼みたい	1 遺言の付言事項でペットの世話を依頼する
	2 負担付遺贈
	3 負担付死因贈与
	4 死後事務委任契約
	5 信託契約

解 説

1 遺言の付言事項でペットの世話を依頼する

遺言者に相続人がいないか、いてもペットの引取りを拒んでいるような場合には、死後のペットの世話を信頼できる友人や団体に任せる必要があります。

その方法として、遺言で、ペットと遺産の全部又は一部を遺贈した上で、付言事項で受贈者に対し、ペットの世話をお願いする旨の希望を記載することが考えられます。

付言事項には法的拘束力がなく、また、遺贈は受遺者において放棄をすることができることや(民986)、死後速やかにペットを引き取ってもらう必要があることを考慮するならば、遺言者は、事前に、受遺者に対し、遺言者の希望に沿うペットの世話をしてもらえるかどうかを確認して了解を得ておくのが望ましいといえます。

2 負担付遺贈

ペットの世話を付言事項による希望の表明にとどめず、遺言で、受遺者に遺産の全部又は一部を遺贈し、その負担として受贈者にペットの世話の義務を負担させることも考えられます(民1002)。負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないことは、その負担付遺贈に係る遺言の取消事由になります(民1027)。

事前に受遺者に確認をして了解を得ておくのが望ましいことは、前記1の場合と同じです。

3 負担付死因贈与

遺言ではなく、生前において、贈与者と受贈者との間で、贈与者の死亡によって効力を生じる贈与契約を締結して、財産の全部又は一部を贈与し、その負担として受贈者にペットの世話の義務を負担させることも考えられます(民553・554)。受贈者は合意に基づく義務を負い、勝手に契約を解消することはできません。

4 死後事務委任契約

親しい知人や専門家等の第三者との間で死後事務委任契約を締結して、ペットに関する事務を委任することも考えられます。

この場合にも、事前に、飼育を依頼するペットの引取先との間で、引取りが可能かどうかや条件(飼育費用等)を確認して了解を得ておくのが望ましいといえます。

死後委任事務契約の内容としては、①引取先を受任者としてペットの飼育等を委任事項とすること、②引取先以外の者を受任者として、引取先と

の契約締結、飼育費用の支払、ペットの引渡し等を委任事項とすること、③上記2・3の引取先を受遺者とする負担付遺贈や負担付死因贈与契約をした上で、委任者の死後のペットの引取先への引渡し等を委任事項とすること、等が考えられます。専門家を受任者とする場合には、①は現実的でなく、②又は③の方法によることになるでしょう。

5 信託契約

ペットが終生適切な環境で飼育されるように、当該ペットを飼育する者（受益者）に対し飼育費用を給付する目的で、受託者に金銭を信託する信託契約も提案されています（伊庭潔編『信託法からみた 民事信託の実務と信託契約書例』214頁（日本加除出版、2017））。信託については、第6章第1も参照してください。

文 例

【文例A 遺贈と付言事項の場合】 **DL**

令和〇年第〇〇号

遺言公正証書

（前文省略）

（中略）

第〇条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を乙山太郎（昭和〇年〇月〇日生、住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）に遺贈する。

- （1）遺言者の愛犬である〇〇（犬種〇〇、雄、〇歳）
- （2）〇〇銀行〇〇支店（口座番号〇〇〇〇〇〇）の預金全て

（付言）

私の亡き後は、乙山太郎さんに、私の愛犬〇〇を飼育していただきますようお願いいたします。もし愛犬〇〇が亡くなったときは、手厚く埋葬し、供養をしてください。

（省略）

【文例B 負担付遺贈の場合】 DL

令和〇年第〇〇号

遺言公正証書

(前文省略)

(中略)

第〇条 (上記文例Aと同じ)

第〇条 乙山太郎は、前条記載の財産の遺贈を受ける負担として、前条(1)記載の遺言者の愛犬〇〇を飼育し、愛犬〇〇が亡くなったときは、手厚く埋葬し、供養しなければならない。

(省略)

【文例C 負担付死因贈与の場合】 DL

令和〇年第〇〇号

死因贈与契約公正証書

本公証人は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

(中略)

第〇条 贈与者甲野太郎(以下「甲」という。)は、甲の死亡と同時に所有権が受贈者乙山太郎(以下「乙」という。)に移転するものと定め、令和〇年〇月〇日、甲の有する次の財産を無償で乙に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

(1) 遺言者の愛犬である〇〇(犬種〇〇、雄、〇歳)

(2) 〇〇銀行〇〇支店(口座番号〇〇〇〇〇〇)の預金全て

第〇条 乙は、上記死因贈与契約による贈与を受ける負担として、前条(1)記載の遺言者の愛犬〇〇を飼育し、愛犬〇〇が亡くなったときは、手厚く埋葬し、供養しなければならない。

(省略)

[57] 相続人が行方不明でも相続手続が円滑に行えるようにしたい場合

ケース

遺言者には妻、長男、長女、二男がいるが、長男が行方不明であるため、遺言者の死後直ちに遺産分割協議をすることができない。遺言によって円滑に相続手続ができるようにしておきたい。

着 眼 点	作成のポイント
遺産分割を遺言で決めておく方法	1 遺産分割方法の指定
相続分を指定しておく方法	2 相続分の指定
遺留分の対処	3 遺留分侵害額請求があったときの負担割合の指定

解 説

1 遺産分割方法の指定

長男が行方不明のため遺産分割協議ができないのであれば、遺言によって遺産分割方法を定めればよいのです。どの財産を誰に相続させるかの考えがまとまっていれば、その内容を遺言に記載します(文例A案)。遺産を行方不明の長男に相続させる遺言をすることも可能ですが、長男が管理できないため、家庭裁判所に申し立てて不在者財産管理人を選任してもらう必要がある可能性が高く、あまり勧められません。

2 相続分の指定

どの財産を誰に相続させるかの考えがまとまっていない場合は、相続分

の指定（民902①）をする方法があります。相続分の指定とは、相続財産全体に対する持分の割合を定めるもので、その後、誰がどの遺産を取得するかについて遺産分割協議が必要になります。行方不明の長男の相続分を0にすれば、長男以外の相続人が遺産分割協議をしてどの遺産を誰が相続するかを決めることができます（福岡家飯塚支審昭55・10・9家月33・10・90）（文例B案第1条）。「長男の相続分を0と定める」との遺言をすることもでき、その場合には、長男以外の相続人の相続分は法定相続分の割合によりますが（民902②）、相続分のある人の相続分を書く方が普通です。

3 遺留分侵害額請求があったときの負担割合の指定

長男には法定相続分（6分の1）の2分の1の遺留分があります。遺産を長男に与えない遺言をした場合、長男は、遺留分侵害額請求ができ（民1046①）、遺留分を侵害している相続人・受遺者は遺留分に相当する金銭を支払わなければなりません。その場合、相続人・受遺者が同時に財産を承継するときは（遺言によって相続するときは同時です。）、誰の相続分から遺留分侵害額を支払うかを遺言で指定することができます（民1047①二）（文例第2条）。この指定がないときは、承継した財産の価額の割合に応じて支払うこととなります。

文 例

DL

令和〇年第〇〇号

遺言公正証書

（前文省略）

【A案 遺産分割方法を指定する場合】

第1条 遺言者は、遺言者の有する財産について、次のとおり相続させる。

- 1 妻甲野幸子（昭和○年○月○日生）に下記財産を相続させる。
記（省略）
- 2 二男甲野二郎（昭和○年○月○日生）に下記財産を相続させる。
記（省略）
- 3 長女甲野花子（昭和○年○月○日生）に下記財産を相続させる。
記（省略）

【B案 相続分を指定する場合】

第1条 遺言者は、次のとおり相続分を指定する。

- | | | |
|----|-----------------|------|
| 妻 | 甲野幸子（昭和○年○月○日生） | 6分の4 |
| 二男 | 甲野二郎（昭和○年○月○日生） | 6分の1 |
| 長女 | 甲野花子（昭和○年○月○日生） | 6分の1 |

第2条 長男甲野一郎（昭和○年○月○日生）の遺留分侵害額の負担は、まず妻甲野幸子がするものとする。
（省略）

第6章 特殊な手法

第1 信託を活用するケース

[73] 遺産を信託財産にして他人に管理させる場合

ケース

遺言者には妻と長男がいるが、重度の心身障害により施設入所中である長男の将来の生活をとても心配している。遺産である金銭及び管理会社に管理を任せている賃貸共同住宅の賃料収益をもって施設入所中の長男の治療費・生活費等に充てることにしたいが、長男には財産管理能力がなく、他に頼れる親戚もないので、適当な第三者に賃貸共同住宅の管理運営を任せたい。

着 眼 点	作成のポイント
遺言で信託を行うのは、どのような場合か	1 遺言により設定される信託
受託者を誰にするか	2 受託者をどのように定めるか
信託財産は金銭も含むか	3 信託財産をどのように定めるか
監督者等を定め、第三者が権限を濫用しないようにする	4 信託監督人、受益者代理人を定めるか
	5 信託財産の管理方法等に関する定め
遺留分侵害となるか	6 遺留分侵害額請求に備える

解説

1 遺言により設定される信託

信託は、委託者が受託者に対して財産権の移転その他の処分をし、受託者に信託の目的に従い財産の管理又は処分をさせることをいいます(信託2①)。財産を受託者に移転し、受託者が受託者の名で管理又は処分をする点で委任契約等と異なります。信託設定の方法は、①信託契約による方法、②遺言による方法、③公正証書等によりいわゆる信託宣言をする方法(自己信託)があります(信託3)。

遺言信託による場合は、遺言の効力の発生によって効力が生じることになりますので、効力が生じるまでの間が長期間に及ぶこともあり、信託対象財産の消長や予定した受託者が認知症等により適性を失う場合も起こりますので、そのような変化にも対応できるように備えておくことが大切なポイントになります。上記②の遺言による場合には、検認手続きを経ることなく直ちに遺言による信託を実現できること、信託の要件を的確に整えることについて助言を受けることが期待できること、遺言が安全かつ正確に保存されることなどから、自筆証書遺言や秘密証書遺言ではなく、公正証書により作成します。

本ケースの遺言信託は、長男の生活の確保を図るものですので、相続が生じた際、長男が死亡していた場合には、信託の効力が発生せず、信託対象財産とした財産を妻に相続させるとの予備的な遺言の定めをしています。

2 受託者をどのように定めるか

遺言信託では受託者を誰にするかが一番重要です。遺言信託は、委託者である遺言者が亡くなってから開始されます。その際、遺言で指定された受託者は、就任を承諾するか、就任を断るか決めることができます(信託5)。受託者として指定する者には、あらかじめ就任を承諾することを依頼し、認知症等により就任できない事情が生じた場合に備えて、必ず予備的に代

的賠償をどのように対応すればよいのでしょうか。受益者自らの財産から支払うことになり、信託財産の中から支払うことは原則としてできません。信託財産から支払う場合には、信託を終了して帰属財産として受け取った後に支払うこととなります。このような事態を想定すると、遺留分を侵害する遺言信託をすることは避けることが賢明です。具体的には、遺留分権利者に対し、遺留分に相当する財産を遺言で相続させることとなります。また、遺留分権利者に対し、この遺言信託について説明し、遺留分侵害額請求権を行使しないことについて事前の同意を得ておき、その旨遺言中に記載し、遺留分侵害額請求権を行使しないように念を押しておくことも考えられます。

文 例

DL

令和〇年第〇〇号

遺言信託公正証書

(前文省略)

第1条 (信託の設定)

遺言者は、遺言者の有する次の財産につき、次のとおり信託を設定する。本信託は、受託者が信託を引き受けた時から、効力が生じる。ただし、遺言者の長男である甲野一郎（以下「長男一郎」という。）が遺言者より先に又は同時に亡くなっていたときは、この効力は生じないものとする。

1 信託目的

次の信託不動産及び信託金銭を信託財産として管理運用と必要な給付を行い、受益者である長男一郎の健康で文化的な生活及び福祉を確保することを目的とする。

2 信託財産

(1) 信託不動産

① 土地

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
地 番 〇番

地 目 宅 地

地 積 ○○.○○m²

② 建 物

所 在 ○○県○○市○○町○丁目

家屋番号 ○番

種 類 ○○

構 造 ○○

床 面 積 ○○.○○m²

(2) 信託金銭

金○○万円

【受託者が信託会社の場合】

3 受託者

本信託の受託者は、次の者とする。

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

氏名 ○○信託株式会社

【受託者が個人の場合】

3 受託者

(1) 本信託の受託者は、次の者とする。

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

氏 名 乙山太郎

生年月日 昭和○年○月○日

(2) 乙山太郎が受託者として就任しないときは、次の者と定める。

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

氏 名 丙川太郎

生年月日 昭和○年○月○日

4 受益者

受益者は、次の者とする。

遺言者の子である長男一郎

(住所:○○県○○市○○町○丁目○番○号、生年月日:昭和○年○月○日)



新日本法規